

2019年6月24日

お取引先様各位

株式会社ユニオン

メキシコ産アボカド命令検査の実施について

お取引先様各位におかれましては、日頃より大変お世話になっておりますにも関わらず、今回のメキシコ産アボカドの一連の行政による指導に対し、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを改めまして陳謝いたします。

さて、去る6月18日に厚生労働省のホームページ上に於いて、メキシコ産アボカドについては、農薬（殺虫剤）ピフェントリンを対象にした命令検査が実施されたことが公表されました（詳しくは、厚生労働省ホームページをご参照下さい）。

なお、今回の指導の対象となる商品は、輸入者及び包装者に関わらず、今後輸入されるメキシコ産アボカド全量となります。

また、本件に関わる当社としての対応及び今後に予想される事態は以下の通りです。

1. 厚生労働省の指導に従って、今後弊社が輸入するメキシコ産アボカドについては、包装者に関わらず全量に関してピフェントリンの検査を実施し、基準値以内(0.01ppm以下)として厚労省から認可が下りた商品のみ出荷致します。
2. 既に実施されておりました厚生労働省の指導による自主検査と同様に、今回の命令検査の実施によって通関が3日~4日遅れることも想定されます。
3. 既報のとおり弊社が輸入した2件の検査違反に関する対応として、6月17日付けで違反の原因及び再発防止策に関する行政機関への報告書の提出を終了しました。
4. 関係官庁に問合せた結果、今回の農薬ピフェントリンを対象にしたメキシコ産アボカドの命令検査の解除要件は、命令検査の通知日または最終違反時から、300件の検査数を満たしていた場合は1年間、300件の検査数を満たしていない場合は2年間の違反がなかった場合に解除されるとの説明を得ました。

例えば、途中で検査違反があった場合には、その時点から300件の検査数を満たしていた場合は1年間、300件の検査数を満たしていない場合は2年間の違反が無い場合に解除されるとのことです。

重ねまして、本件の対応で多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを改めまして陳謝いたしますと共に、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

詳細につきましては当社営業担当もしくは品質管理担当までお問い合わせください。

以上